

令和 8 年 9 月

お客様各位

東旭川農業協同組合

特殊詐欺被害防止に向けた ATM 利用限度額の変更について

平素は当 JA の事業に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当 JA では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATM においてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、令和 8 年 9 月 30 日（水）に、キャッシュカードによる取引時の 1 日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。

ご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

媒 体 種 別	変 更 前	変 更 後
IC キャッシュカード	100 万円	50 万円 *
磁気キャッシュカード	50 万円	50 万円

◎ 本件に関するお問い合わせ
東旭川農業協同組合 本所
金融共済課 TEL 0166-36-2111